



曾根崎交通安全協会  
曾根崎自家用自動車部会  
〒530-0027  
大阪市北区堂山町1-5  
三共梅田ビル6階611号室  
TEL (06) 6315 - 8505  
FAX (06) 6315 - 8506  
制作・印刷 (株)タップハウス



## 謹賀新年



本年もよろしくお祝い申し上げます  
令和3年 元旦

曾根崎交通安全協会  
会長 中野由彦  
役員一同

曾根崎警察署  
署長 荒木正喜  
署員一同

### 年始のごあいさつ

曾根崎交通安全協会  
会長 中野由彦

新しい年のはじめに一言ご挨拶申し上げます。

当協会設立の昭和21年から75年間、みなさまの交通安全への熱い思いと協会運営へのご理解ご支援により「地域の安全安心」に微力ながら尽力させて頂くことができました事に心より感謝申し上げます。

さて、昨年は全国一斉に行われる国民的運動であります「春・秋の全国交通安全運動」未だに多発する「飲酒運転」を撲滅する「飲酒運転撲滅キャンペーン」正常で円滑な道路交通を阻害する「めいわく駐車追放キャンペーン」等、市民生活や安全な道路交通確保のための各種運動及びキャンペーン等が「新型コロナウイルス」の蔓延により、中止せざるを得ない状況にまで追い込まれ、交通安全啓蒙啓発活動が当協会設立以来、初めて実施出来ませんでした。



このような中であっても、曾根崎警察署・地元自治会は、「子供の交通安全はどのような事情があろうとも手を抜いたらいかん」のかけ声で、警察署管内で唯一の「大阪市立扇町小学校」の全校生徒680人に対し「日曜日の保護者参観の日」に、全校生徒と参観に参加した保護者を対象に、リモート(校内マイク)による交通安全教育を実施し、当協会及び大阪府自家用自動車連合協会の協賛を得て、全校生徒に交通安全リーフレットや啓発品(文房具3点セット)を配布し交通安全意識の高揚をはかりました。

(当協会ホームページでも紹介)

コロナ禍で、各種交通安全啓蒙・啓発活動は自粛をせざるを得ませんでした。当協会では大阪府交通安全協会から派遣されている講師2名が、道路交通法で受講を義務付けられている運転免許証の更新時講習(法定講習と言ふ)を実施しています。

協会内での同講習受講者は年間3,948名にのぼり、交通事故事例を取り入れての講話には、多くの受講の方々から謝辞の言葉を掛けられ、大いに交通事故防止に反映されています。

また、受講者からの口コミによる交通ルール・交通事故防止も期待されるところでもあります。

令和2年度中の交通死亡事故は、124人(対前年比-6人)でしたが、令和元年度に大阪府交通安全対策協議会(会長 吉村知事)が定めた「第10次大阪府交通安全計画」に基づき策定された、「令和2年までに年間交通死亡事故を119人以下とする」

目標は、達成することは出来ませんでした。曾根崎警察署管内からは一人の交通事故の犠牲者も出ませんでした。

また、大阪府下、曾根崎警察署管内の交通事故発生状況は、発生件数・死者・傷者とも大幅に減少し、特に曾根崎警察署の交通事故発生件数は、

<次ページへ続く>

発生件数354件（対前年比-118件）

負傷者 354人（対前年比-151人）

と激減し、同署員の交通安全諸活動や自治体・地域の交通安全協力団体等の活動がこの成果に貢献したものと思います。

「人に優しい交通社会」を理念としている、当協会としましては、今より以上の工夫を凝らした交通安全諸活動に取り組んで行きたいと考えています。

本年も地域の方々の声に耳を傾けながら、曾根崎警察署と緊密に連携を図り、協会理念の更なる発展と円滑な交通社会形成のため職員一同取り組んで参ります。

今後も温かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご発展、ご家族のご多幸、ご健勝を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



## 年頭挨拶

大阪府警察本部交通部  
交通部長 大原 克 則

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、交通警察はもとより、警察行政の各般にわたり格別のご高配を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、市民生活はあらゆる場面において自粛や制約が求められましたが、今もおその影響は続いております。

大阪府警察におきましても、感染拡大防止のため、様々な交通安全行事等の中止を余儀なくされましたが、新しい生活様式を取り入れた、対面によらないリモート形式による交通安全教育、プラカード等を活用した通学路指導、警笛に代わるホイッスルボタンを使用した交差点活動、また、一時停止した運転免許更新手続業務等につきましても、オンラインによる予約システムを導入して業務を再開するなど、交通警察活動が停滞しないよう工夫を凝らした諸対策を講じてまいりました。



こうした情勢下において、昨年中の府下の交通事故発生状況は、前年と比較して、発生件数、負傷者数は大幅に減少いたしました。しかしながら死者数は、経年推移では減少傾向にはあるものの、未だ年間に100人を大きく越え、子どもから高齢者に至る多くの尊い命が失われており、大変痛ましく、厳しい現状にあります。

本年は、第11次大阪府交通安全計画の初年にあたります。本計画は、交通安全対策の総合的かつ長期的な施策として、今後5年間に大阪府において講ずべき施策の大綱であります。当府警察においては、府下における交通事故情勢や地域の実態に応じた諸施策を府民の理解と協力を得ながら、自治体、関係機関・団体、事業者等と緊密に連携して強力に推進してまいります。

現在、当府警察では、交通死亡事故発生の特徴的傾向にある「夜間」「幹線道路」「交差点」の3要素を重点とする対策を強化するほか、運転者の歩行者優先と歩行者の正しい横断を徹底する「横断歩道ハンドサイン運動」を推進しております。この運動は、運転者に信号機が設置されていない横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合には必ず一時停止することを周知徹底するとともに、歩行者には横断する意思を明確に示す手の合図を、運転者には「お先にどうぞ」と手で横断を促すといった一連の行動を推進するものです。大阪府における信号機のない横断歩道での車の一時停止率は、JAFの全国調査において、全国平均を下回っている状況にあります。今後も府民運動として強力に呼びかけ、歩行者事故を抑止してまいります。

また、近年、社会問題化していた「あおり運転」については、昨年、道路交通法の改正により「妨害運転」として罰則が創設されました。府民に広く周知するとともに、悪質・危険な運転の根絶に向けた指導取締りを強化してまいります。

本年も、交通事故のない、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」の確立に向けて、交通事故の発生実態に即したタイムリーな交通安全対策を講じてまいります。

皆様におかれましても、交通ルールの遵守、交通マナーの向上に引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一日でも早いコロナ禍の終息を願うとともに、曾根崎交通安全協会・自家用自動車部会の益々の御発展と、皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして新年の御挨拶といたします。

# 年頭挨拶

曾根崎警察署  
署長 荒木正喜



あけましておめでとうございます。  
皆様方には、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
平素は、交通安全諸活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、昨年の当署管内における交通事故発生状況については、幸いにも死亡事故の発生はなく、また事故件数についても前年より大幅に減少しました。しかしながら、大阪府下では124人もの尊い命が失われており、引き続き交通安全諸活動の対策を継続してまいります。  
また、昨年は、新型コロナウイルス感染症により、春と秋の交通安全運動のイベントやキャンペーン等は全て中止させて頂きました。また、免許の有効期限延長や免許更新手続きの一時中止など、会員の皆様をはじめ、多くの府民の方々にご迷惑をお掛けし誠に申し訳なく思っております。

さて、ここで昨年の当署の主な取組を紹介させていただきます。  

- 管内小学校での校内放送による交通安全教育活動
- 交差点におけるプラカードを活用した交通安全啓発活動
- 交差点における立番の強化やパトカーによる警戒活動
- 飲酒運転撲滅を目的とした歓楽街での警戒活動
- 管内の服飾専門学校と連携したサドルカバー（学生がデザイン）の配布活動

 等、昨春からの新型コロナウイルス感染症による「3密の回避」や「新しい生活様式の実践」という制約が多い中、多くの方々に交通安全を呼び掛けることができました。  
 これもひとえに貴会及び会員の皆様方のご協力のお陰であると心より感謝申し上げます。  
 本年は、延期された東京オリンピック、パラリンピックが開催される予定ですが、一日でも早くコロナ禍が終息し大いに盛り上がりますよう期待いたしますとともに、悲惨な交通事故が無くなるよう、署員一同、交通安全活動に全力で取り組んで参りますので、引き続き、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
 結びに、曾根崎交通安全協会・自家用自動車部会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 令和2年の交通事故発生概況について

交通事故死者数は124人 前年比-6人でした。

### 1 交通事故の概況

- 発生件数、死者、負傷者数ともに減少しました。
- 死者数は、全国ワースト6位でした。

### 2 特徴的傾向

- 飲酒運転による事故件数が減少 150件 (-24件)
- 飲酒運転による死者数が増加 8人 (+5人)
- 交差点における事故件数が減少し、死者数が増加
  - ・交差点における事故件数が減少 12,145件 (-2,039件)
  - ・交差点(信号あり)における死者増加 49人 (+15人)
  - ・交差点(信号なし)における死者減少 9人 (-12人)

- 高齢者関連事故件数及び高齢者の死者数が減少
  - ・高齢関連事故件数が減少 8,076件 (-1,676件)
  - ・高齢者の死者数が減少 48人 (-26人)
  - ・高齢運転者による事故が減少 4,808人 (-1,079人)
- 自転車関連事故件数が減少し死者が増加
  - ・自転車関連事故が減少 8,761件 (-1,557件)
  - ・自転車相互事故が減少 533件 (-94件)
- 二輪車関連事故件数及び死者数が減少
  - ・二輪関連事故が減少 6,398件 (-965件)
  - ・二輪乗車中の死者が増加 36人 (+4人)
- 子供関連事故が減少

### 大阪府内の交通事故

区分	年	令和2年	令和元年	前年対比	増減率
件数		25,500	30,914	-5,414	-17.5%
死者数		124	130	-6	-4.6%
負傷者数		29,820	36,664	-6,844	-18.7%

### 曾根崎警察署管内の交通事故

区分	年	令和2年	令和元年	前年対比	増減率
件数		305	428	-118	-28.7%
死者数		0	1	-1	-100.0%
負傷者数		354	505	-151	-29.9%

### 令和元年 全国の交通死亡事故(ワースト10の都道府県)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
都道府県	東京	愛知	北海道	神奈川	千葉	大阪	埼玉	兵庫	静岡	福岡
死者数	155	154	144	140	128	124	121	110	108	91
前年比	+22	-2	-8	+8	-44	-6	-8	-28	+7	-7

# 令和3年度の交通安全年間スローガンが決定しました。

スローガンは、4万5337点の中から、内閣総理大臣賞、警察庁長官賞、文部科学大臣賞等が選ばれました。

◎ 内閣総理大臣賞(最優秀作)	◎ 警察庁長官賞(優秀作)
◇ 一般部門 A 運転者(同乗者を含む)に呼び掛けるもの <b>ゆとりある 心の車間 ディスタンス</b>	◇ 一般部門 A 運転者(同乗者を含む)に呼び掛けるもの <b>スピードは 視野も心も 狭くする</b>
◇ 一般部門 B 歩行者・自転車利用者に呼び掛けるもの <b>ママなんで? 赤は止まると 習ったよ</b>	◇ 一般部門 B 歩行者・自転車利用者に呼び掛けるもの <b>どこいくの 連れて行ってね ヘルメット</b>
◇ こども部門 子供たちに交通安全を呼びかけるもの <b>自転車に 乗るならきみも 運転手</b>	◇ こども部門 子供たちに交通安全を呼びかけるもの <b>手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず</b>

## 交通事故防止(怪我人を出さない)は、医療従事者への手助けになります。

### 余り守られていない交通ルール

横断歩道や交差点は歩行者優先です。日常見かける守られていない交通ルールで、信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者が居ても止まらない車が目立ちます。この行為は道路交通法違反です。警察では信号機のない横断歩道における歩行者妨害の取締強化と、関係機関団体の協力を得ながら広報啓発活動を活発化しています。

### ○ 横断歩道等における歩行者の優先

道路交通法第38条1項(抜粋)には車両等は、進路の前方を横断歩道を歩行者・自転車がないことが明らかな場合を除き 横断歩道手前の停止線できる速度で進行する義務があります。

歩行者が、横断し、又は横断しようとしている歩行者があるときは停止し歩行者の通行を妨げてはなりません。

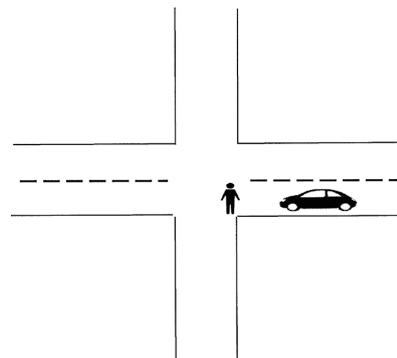
※罰則 道路交通法第119条1項2号  
三月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
反則金9千円 違反点数 2点



### ○ 横断歩道のない交差点での歩行者優先

道路交通法第38条2項(抜粋)には 信号機も横断歩道もない交差点でも、交差点又はその直近を横断しようとしている歩行者がある場合は、その歩行者の進行を妨害してはなりません。

※罰則 道路交通法第119条1項2号  
三月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
反則金9千円 違反点数 2点



### 高速道路の最低速度 道路交通法の豆知識

道路交通法第75条の4(令27条の3)では本線車道では、道路標識等によって指定された最低速度に達しない速度で進行してはならない。標識等による指定がないところでは、時速50キロに達しない速度で進行してはならない。

※**あり運転の違反となり処罰対象です。**

### ● 筆者の独り言 ●

#### ゆで 茹がえる

使い古された危機意識への教訓の科学的根拠のない言葉ですが、先輩からよく「茹でかえる」「茹でかえる」と言われたものでした。

かえるは、熱湯の中に投げられると驚いて飛び出し危機から逃れられるが、水からゆっくり温められると、ぬるま湯の内は穏やかに浮いているが、気がついた時には死に至ると言う、危機意識の教えです。

交通安全も同じで例えば、駅まで自転車で通勤している者が、寝坊して自転車で猛スピードで交差点等、危険が予測される場所も無視してダッシュし時間に間に合ったと言う事を繰り返しているとなかなかこのような猛ダッシュが慣れてしまい、何時の日か大きな交通事故になってしまうのです。

現在、コロナ禍で病床が逼迫していますが、多くの人の意識は、病床あと70パーセントとか75パーセントとか報道され、「未だ余裕があるよ」の意識が動き、本来、正常な病床は「ゼロ」であるべきなのに、70パーセント等の報道を見ても危機意識を持って見る目がどれだけあるのでしょうか。